

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月25日(火)参・法務委

民事局 作成  
糸数 慶子 議員(沖縄)

1問 民法制定から120年を経過して初めて社会経済の変化への対応の必要が生じたということか、法務大臣に問う。

〔結論①：社会経済の変化へのこれまでの対応〕

- 民法制定以来、様々な社会経済の変化が生じているが、民法は、条文自体がシンプルに書かれており、その規定内容の抽象度が高いため、社会・経済情勢の変化に対しては、その改正をしなくても、条文の解釈により、一定程度、対応することが可能であったものと考えられる。
- また、一定の分野における社会・経済情勢の変化に対しては、民法の特則を定めた法律を個別に制定すること等で対応してきたという面もある。
- 他方で、民法の債権関係の規定は、取引社会を支える最も基本的な法的インフラであることから、その規定内容の見直しは取引社会に多大な影響を及ぼすおそれがある。そのために、民法の見直し作業は、法律の専門家でない国民各層からも広く意見を聴取しながら、慎重に進められる必要があるなど、個別に特則を制定することと比べて、その改正に伴う社会的なコストは極めて大きいものと考えられてきた。
- そのため、民法の債権関係の規定について、本格的な改正に着手されないまま、現在に至ったものと考えられる。

## 〔結論②：今回の改正の必要性〕

- ・ もっとも、特に、消滅時効期間や法定利率制度の見直し、あるいは定型約款に関する基本的な規律の創設などは、まさに民法において行うことが必要とされるものであり、民法自体を見直さざるを得ない状況に直面していたものと認識している。
- ・ このような観点から、今般、民法制定以来初めて、債権関係の規定の全般的な見直しを行うこととし、法制審議会における慎重な審議を経た上で、約120年振りとなる民法の大幅な改正案を提出するに至ったものである。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 [REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]】

平成29年4月25日（火）  
糸数 慶子（沖縄）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

2問　社会経済の変化が今回初めて生じたのでないとすれば、初めて民法の大改正が必要となる社会経済の変化が生じたのはいつか、法務当局に問う。

（答）

民法の規定は、国民生活の様々な場面に適用される一般ルールであるため、その全般的な見直しが必要とされるほどの社会経済の変化が生じたと判断することには、著しい困難が伴う。このため、これまでには、社会・経済情勢の変化に対して、民法自体の改正をするのではなく、個別の条文の解釈や、民法の特則を定めた法律を個別に制定すること等により、対応してきたという面がある（注1）。

これに対して、今般、消滅時効期間や法定利率制度の見直し、あるいは定型約款に関する基本的な規律の創設など、民法の規定の改正を要するような個別の項目について、いつの時点ということではなく、その変化が徐々に積み重なり、改正に向けた気運も醸成されてきたことなどから、初めて、民法の債権関係の規定を全般的に見直すべき社会経済の変化が生じたと判断するに至ったものである（注2）。

（注1）民法の特則を定めた法律には、借地借家法（平成3年制定・法務省所管）、消費者契約法（平成12年制定・消費者庁ほか共管）、労働契約法（平成19年制定・厚生労働省所管）などがある。

（注2）民法自体についても、限定的な分野に関する改正として、平成16年に賃金等根保証契約に関する規定を設けるなどしている。

平成29年4月25日（火）  
糸数 慶子（沖縄）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

3問 民法を改正すべきであった大きな社会経済の変化が前に生じていたのであれば、その変化に応じて、より早い時期に民法を見直すべきであったのではないか、法務当局に問う。

（答）

民法については、その規定内容の抽象度が高く、条文の解釈により、一定程度、対応することが可能であったことや、特別法を制定すること等で対応することができたという側面があり、他方で、取引社会において改正に対応するために要する社会的なコストは極めて大きいものと考えられたことから、改正が行われない状況が続いていた。

もっとも、民法の規定自体の改正が必要な状況が生じ、かつ、そのような状況を法務省として把握した後は、法務省としては、できる限り速やかに、かつ、慎重に、改正の検討を進めてきたものと認識している。

平成29年4月25日(火)  
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

4問 民法を改正して対応すべき約120年間の社会経済の変化について、主な立法事実は何か、法務当局に問う。

(答)

## 1 立法事実の概要

今回の改正においては、社会経済の変化に対応するための改正事項が少なくないが、ここでいう「社会経済の変化」としては、具体的には、取引量の劇的な増大、取引の内容の複雑化・高度化、情報伝達の手段の飛躍的な発展などのほか、超低金利状態の長期継続などを挙げることができる。

## 2 主な立法事実の具体例

例えば、取引量の増大や取引内容の複雑化・高度化は約款を利用した取引の劇的な増大を招いていることから、改正法案においては、このような事態に対応するため、定型約款に関する基本的な規律を創設することとしている。

また、昨今の超低金利の情勢の下では法定利率が市中金利を大きく上回る状態が続いていることから、当事者間の公平を害する結果となっていることから、法定利率の見直しを行う必要がある。

改正法案においては、これらの問題に対応するため、所要の改正を行うこととしている。

平成29年4月25日（火）  
糸数 慶子（沖縄）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

6問 世界の債権法に関する現状はどのようなものであるか、法務当局に問う。

（答）

1 世界の債権法に関する改正状況

諸外国においても、21世紀に入ってから、民法のうち、契約に関するルールの全般的な改正作業が行われつつあるものと承知している。

2 ドイツ・フランスの状況

その状況をごく簡単に紹介すると、例えば、ドイツでは、2002年に、民法のうち債務法と呼ばれる分野について、全般的な改正が行われている（注）。また、フランスでは、2016年に、契約に関するルールについて全般的な改正が行われている。

（注）主として、債務不履行関係、売買、請負に関する瑕疵担保責任、消滅時効の分野について改正が行われている。

平成29年4月25日(火)  
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

7問 フランスやドイツ等における民法改正の頻度について、法務当局に問う。

(答)

1 フランス

フランス民法は、1804年に制定されたものであるが、契約に関するルールの全般的な改正は、2016年の改正まで行われていなかつたものと承知している(注)。

2 ドイツ

また、ドイツ民法は、1900年に制定されたものであるが、契約に関するルールの全般的な改正は、2002年の改正まで行われていなかつたものと承知している。

(注) 比較的最近になって、家族法分野(2006年)、担保法分野(2006年)、時効法分野(2008年)については、それぞれ大規模な改正が行われている。

平成29年4月25日（火）  
糸数 慶子（沖縄）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

8問 改正法案の立案に当たっては、フランス・ドイツ等の外国の民法を参考にしたのか、法務当局に問う。

（答）

### 1 改正の目的

改正法案は、民法制定以来の社会・経済の変化への対応を図ることを改正の主な目的の一つとしており、この観点からは、今日、国際的な取引が著しく増大していること等を踏まえ、契約に関する我が国の法制度が国際的にも調和の取れたものとなることが望ましいと考えられる。

しかし、国際的な調和を重視するあまり、国内における取引実務と合わない法制度に改めることは、適切でないと考えられる。そこで、今回の改正では、我が国の民法の規定を外国の法律や条約の内容などに合わせること自体を改正の目的とはしていない。

### 2 外国法制度を参考する必要性

もっとも、我が国の民法は、その制定過程やその後の解釈の進展において、フランス法やドイツ法等の影響を受けているため、改正に当たっては、これらの母法の法制度等を参考することが有益である上、一般的にも、新たな法制度を検討するに当たって、諸外国の法制度等を比較参考することは、当然に必要な作業であると考えられる。

また、民法のうち債権関係の規定は、国内取引・国際取引を問わず広く適用され得る基本的なルールを定めるものであるため、それが国際的な視点から理解し難いものになっていないかといった点には留意する必要があると考えられる。

### 3 改正法案と外国法制度との関係

以上のことから、改正法案の立案に当たっては、外国法制度

などに合わせることは改正の目的としないことを前提とした上で、諸外国における法制度や議論の状況を十分に参考しながら、我が国の取引実務の実情に適した制度の在り方について議論が進められたところである（注）。

（注） 諸外国の法制度等との比較という点では、審議の際の資料として、欧米やアジアを中心とする各国の法制度を紹介するように努めてきた。他方で、民法（債権関係）部会のメンバーには弁護士、経済団体・労働団体の代表、消費生活専門相談員等の多様な実務家を加えるとともに、2度にわたるパブリック・コメント手続や関係諸団体へのヒアリングを実施することで、我が国における実情を把握するように努めてきた。

平成29年4月25日（火）  
糸数 慶子（沖縄）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

9問 「国民一般に分かりやすい民法」という観点からの  
改正項目の具体例を、法務当局に問う。

（答）

民法を国民一般に分かりやすいものとする観点からの改正項目としては、①意思能力、②将来債権の譲渡、③賃貸借の終了時の敷金返還や原状回復に関する基本的な規律の明文化のほかに、契約自由の原則の明文化、債務引受に関する規律の明文化、契約上の地位の移転に関する規律の明文化等を挙げることができる。

平成29年4月25日(火)  
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

10問 法制審議会において、中間的な論点整理から要綱案に至るまでの間に、改正項目が半数以下に減少した理由について、法務当局に問う。

(答)

## 1 部会での審議経過

法制審議会の民法(債権関係)部会における審議の初期の段階では、改正検討項目の性急な絞り込みをせず、まずは見直しの必要性が指摘されていた項目を幅広く拾い上げる作業方針が採られていたため、「中間的な論点整理」の段階では、改正項目は約500項目と多数に上っていた。

その後、関係団体の代表などの委員が参画する部会における議論の場で、改正の要否などについて精力的な審議を行うとともに、パブリック・コメント手続を2度にわたって行い(注1)、関係諸団体のヒアリングも実施してきた(注2)。

## 2 要綱案における改正項目

部会においては、このように審議が重ねられた上で、理論的な観点と実務的な観点の双方から項目の絞込みや内容面についての検討が進められた結果、最終的には、改正項目は約200項目となり、「中間的な論点整理」の段階から見ると半数程度に減少することとなったものである。

### (注1) パブリック・コメント手続の実施状況

①中間論点整理に対するパブリック・コメント手続

【期間】平成23年6月～8月

【結果】意見数：団体116通、個人253通

②中間試案に対するパブリック・コメント手続

【期間】平成25年4月～6月

【結果】意見数：団体193通、個人469通

(注2) 中間論点整理の決定後、第27回会議、第28回会議、第29回会議及び第90回会議においてヒアリングを実施したほか、事務当局を通じたヒアリング（事務当局で事情聴取を行い、その結果を書面で部会に報告したもの）も行った。

平成29年4月25日(火)  
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

11問 法制審議会において、改正の対象外となった項目のうち、主なものは何か、法務当局に問う。

(答)

法制審議会における審議の過程で改正項目に挙げられながら、改正法案では改正の対象外となった主な項目としては、例えば、①暴利行為に関する規定を設けること、②保証人の責任の制限に関する規定を設けること等が挙げられる(注)。

(注) このほか、改正の対象外となった項目としては、①相手方惹起型の動機の錯誤の特則、②契約の一方当事者の付隨義務や保護義務、③契約締結過程における情報提供義務、④事情変更の法理、⑤不安の抗弁権に関する各規定を設けることなどが挙げられる。

平成29年4月25日（火）  
糸数 慶子（沖縄）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

12問 暴利行為とはどのようなものか、法務当局に問う。

（答）

暴利行為とは、一般的には、他人の窮迫・無経験等に乗じて著しく過当な利益を得ることを目的とするような行為をいうなどと理解されており、このような行為は公序良俗に反するものとして現行法第90条により無効であると判断した古い判例がある（注）。

（注）大判昭和9年5月1日（民集13巻875頁）は「他人ノ窮迫輕率若ハ無経験ヲ利用シ著シク過当ナル利益ノ獲得ヲ目的トスル法律行為ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニシテ無効ナリ」と判示している。

平成29年4月25日（火）  
糸数 慶子（沖縄）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

13問 暴利行為が今回の改正の対象から外れた理由について、法務当局に問う。

（答）

### 1 法制審議会における議論の経緯

先ほど申し上げた意味での暴利行為が公序良俗違反として、民法第90条により無効であるとの結論を導くことは、同条の文言からは必ずしも容易ではないため、法制審議会においては、予測可能性を確保するため、先ほど申し上げた判例を参考に、暴利行為を無効とする明文の規定を設けることが検討された（注1）。

しかし、何をもって暴利行為というかを抽象的な要件で規定すると、取引への萎縮効果が生ずるとして、経済団体を中心に明文の規定を設けることに反対する意見があった。また、近時の下級審裁判例では、暴利行為として無効となる範囲が広がりつつあるとの見方もある（注2）。無効とされるべき暴利行為の内容が確立しているとはいひ難い現状において、このような近時の裁判例をも踏まえてその要件を適切に設定することは困難であり、必ずしも予測可能性を確保するという目的を達することはできない上、現時点で一定の要件を設定することで将来の議論の発展を阻害しかねないとも考えられた。

### 2 結論

そこで、改正法案においては、法制審議会における議論の状況を踏まえ、暴利行為に関する規定を設けることとはせず、引き続き、個別の事案に応じた現行法第90条の解釈に委ねることとしたものである。

(注1) 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（平成25年2月26日決定）では、次のような提案がされていた。

第1、2 公序良俗（民法第90条関係）

民法第90条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とするものとする。

(2) 相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とするものとする。

(注) 上記(2)（いわゆる暴利行為）について、相手方の窮迫、軽率又は無経験に乗じて著しく過当な利益を獲得する法律行為は無効とする旨の規定を設けるという考え方がある。

また、規定を設けないという考え方がある。

(注2) 近時の下級審裁判例を分析し、契約を無効とするかどうかの判断に当たっては、利益の絶対的な大きさだけでなく、相手方がそのような負担を課せられる理由の存否のほか、相手方の財産状態、さらには主観的態様等も考慮しているとして、「著しく過当な利益」という要件ではなく、「不当な利益」という要件とする方がより適切であるとの指摘もあった。

(参照条文)

| 改 正 案                                      | 現 行   |
|--|---|
| (公序良俗)<br>第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。 | (公序良俗)<br>第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する <u>事項を目的とする</u> 法律行為は、無効とする。 |

14問 今後、暴利行為の立法化に向けた検討を続ける予定はあるか、法務当局に問う。

（答）

1 一般論

今回の民法改正法案は、社会経済の変化に対応することを目的の一つとしており、今後も、民法を社会経済の変化に対応させていくことは重要であると認識している。

他方で、民法の債権関係の規定は、取引社会を支える最も基本的な法的インフラであることから、その規定内容を変更することに伴う社会的なコストとともに留意が必要である。

そこで、法務省としては、社会経済の変化への対応の必要性と改正に要する社会的なコストを勘案しつつ、改正法案の施行後の状況を注視した上で、更なる民法改正の必要性について、検討すべきものと認識している。

2 暴利行為について

なお、暴利行為の明文化については、先ほど申し上げたとおり、暴利行為という法理自体を否定的に評価する立場だけでなく肯定的に評価する立場からも、あるべき要件を具体的に設定することの困難さが指摘されているといえる。

したがって、暴利行為に関する明文の規定を設けるには、少なくとも、具体的な事案を前提とした最高裁判例や下級審裁判例が蓄積し、これについての学説上の議論が積み重ねられて、暴利行為についての適切な要件設定の議論が可能となることが必要であると考えられる。

平成29年4月25日（火）  
糸数 慶子（沖縄）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

15問 「消費者」の概念を民法に明記する旨の改正について、今回の改正の対象から外した理由は何か、また、今後検討を続ける予定はあるか、法務当局に問う。

（答）

1 「消費者」の概念を民法に明記しない理由について

法制審議会においては、市民社会の構成員が多様化し、構成員の間には経験、知識等において格差が生じていることなどから、「消費者」の概念を民法に取り入れるかどうか、取り入れる場合にこれらの概念をどのように定義するか、取り入れる場合にどのような規定を民法に設け、どのような規定を特別法に委ねるのか等が議論された（注1）。

しかし、民法は、私法の一般法であり、そのことを踏まえると、取引当事者の情報や交渉力の格差の是正を図るなど消費者の保護それ自体を目的とする規定を設けるのであれば、特別法である消費者契約法などによることが基本になるものと考えられる（注2）。

そこで、改正法案においては、「消費者」の概念を民法に取り入れるなどの改正は行わないこととしたものである。

2 今後の検討について

このように、ご指摘の問題は、民法と特別法との間の役割分担に関わる問題であり、現時点では更なる改正を想定していないが、いずれにしても、法務省としては、改正法案の施行後の状況を注視した上で、更なる民法改正の必要性について、検討してまいりたい。

(注1) 中間的な論点整理においては以下のような記載があった。

○ 中間的な論点整理第62, 2「2 消費者契約の特則」

仮に消費者・事業者概念を民法に取り入れることとする場合に、例えば、次のような事項について消費者契約（消費者と事業者との間の契約）に関する特則を設けるという考え方があるが、これらを含め、消費者契約に適用される特則としてどのような規定を設ける必要があるかについて、更に検討してはどうか。

- ① 消費者契約を不当条項規制の対象とすること（前記第31）
- ② 消費者契約においては、法律行為に含まれる特定の条項の一部について無効原因がある場合に、当該条項全体を無効とすること（前記第32, 2(1)）
- ③ 消費者契約においては、債権の消滅時効の時効期間や起算点について法律の規定より消費者に不利となる合意をすることができるないとすること（前記第36, 1(4)）
- ④ 消費者と事業者との間の売買契約において、消費者である買主の権利を制限し、又は消費者である売主の責任を加重する合意の効力を制限する方向で何らかの特則を設けること（前記第40, 4(3)）
- ⑤ 消費貸借を諾成契約とする場合であっても、貸主が事業者であり借主が消費者であるときには、目的物交付前は、借主は消費貸借を解除することができるものとすること（前記第44, 1(3)）
- ⑥ 貸主が事業者であり借主が消費者である消費貸借においては、借主は貸主に生ずる損害を賠償することなく期限前弁済をすることができるとすること（前記第44, 4(2)）
- ⑦ 消費者が物品若しくは権利を購入する契約又は有償で役務の提供を受ける契約を締結する際に、これらの供給者とは異なる事業者との間で消費貸借契約を締結して信用供与を受けた場合は、一定の要件の下で、借主である消費者が供給者に対して生じている事由をもって貸主である事業者に対抗することができるとすること（前記第44, 5）
- ⑧ 貸借人が事業者であり貸借人が消費者である貸借においては、終了時の貸借人の原状回復義務に通常損耗の回復が含まれる旨の

- 特約の効力は認められないこと（前記第45, 7(2)）
- ⑨ 受任者が事業者であり委任者が消費者である委任契約においては、委任者が無過失であった場合は、受任者が委任事務を処理するに当たって過失なく被った損害についての賠償責任（民法第650条第3項）が免責されるとすること（前記第49, 2(3)）
  - ⑩ 受託者が事業者であり寄託者が消費者である寄託契約においては、寄託者が寄託物の性質又は状態を過失なく知らなかつた場合は、これによつて受託者に生じた損害についての賠償責任（民法第661条）が免責されるとすること（前記第52, 5(1)）
  - ⑪ 消費者契約の解釈について、条項使用者不利の原則を採用すること（前記第59, 3）
  - ⑫ 繼続的契約が消費者契約である場合には、消費者は将来に向けて契約を任意に解除することができるとすること（前記第60, 2(3)）

（注2）法制審議会においては、消費者という概念を民法に取り入れることに対しては、情報や交渉力の格差が生じうる場合は当事者が消費者である場合に限られないことや、法律の適用関係などがわからにくくなることを指摘して反対する意見があつた。また、経済団体を中心に、民法に規定を設ける場合には概括的な規定なる結果、本来規制すべきでないものについてまで規制することになるとして、反対する意見もあつた。

平成29年4月25日(火)  
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

16問 法定利率を年3パーセントとした理由について、  
法務当局に問う。

(答)

1 課題

現行法第404条は、その制定当時の市中における一般的な貸出金利を前提として、法定利率を年5パーセントとした(注1)が、その制定以来、約120年もの間、見直しがされていないため、昨今の超低金利の情勢の下では法定利率が市中金利を大きく上回る状態が続いている(注2)。

しかし、法定利率が市中金利を大きく上回っていると、債務者が支払うべき利息や遅延損害金の額が著しく多額となる一方で(注3)(注4)、損害賠償額を算定する際の中間利息の控除の場面では不当に賠償額が抑えられるなど、当事者間の公平を害する結果となっているとの指摘がされている。

そこで、現在の市中金利の水準に合わせて、法定利率を引き下げる必要がある。

2 引下げ幅

市中金利の指標には様々なものがあるが、貸金債権の利息を算定する場面ではもちろんのこと、金銭債務の遅延損害金を算定する場面でも、他から金銭を調達するときの利息分が主な損害として想定されることから、法定利率の引下げ幅の検討に当たっては、預金金利などではなく貸出金利の水準を参考すべきである。

また、その際には、法定利率の適用場面は様々であるため、借り手が大企業や中小企業である場合のほか一般消費者である場合の水準も広く考慮に入れる必要がある(注5)。

さらに、法定利率の引下げの際には、遅延損害金の額が低

くなりすぎると債務の不履行を助長する結果となりかねないことや、これまで約120年にわたり年5パーセントで実務運用がされてきたこととのバランスも考慮する必要がある。

改正法案においては、以上の様々な事情を総合的に判断するとともに、簡明な数値とする必要性なども勘案して、法定利率を年3パーセントに引き下げることとしたものである。

(注1) 制定時の起草者は、我が国において今の普通の利率は幾らであるかといえば年5分であり、誰でも知っている、いつでも融通することができるというの年5分というのが普通であると発言している。

(注2) 日本銀行が公表する国内銀行の新規・短期(約定時の貸出期間が1年未満のもの)貸付けの貸出約定平均金利は、平成26年1月分では、1.023パーセントである。

(注3) 中間試案のパブリック・コメントにおいても、利息又は遅延損害金に用いられる法定利率が年5パーセントであるのは高きに失しているとの指摘が日本経済団体連合会、全国銀行協会などから寄せられている。

(注4) 日本銀行公表の統計資料によれば、例えば、平成26年12月時点の、国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)は1.023パーセント、信用金庫の約定平均金利は2.133パーセント、都市銀行の住宅ローン(変動金利)は2.475パーセントなどとなっている。

(注5) 日本銀行の公表する国内銀行の貸出約定平均金利は近時では約1パーセント程度となっている。しかし、これは銀行が貸主となるものであるから、銀行ではない者が貸主である場合には、その貸出金利はより高利となる(例えば、信用金庫が貸主であるケースは約2パーセントである。)。また、借主が大企業や公共団体である場合には極めて低金利となり、かつ、その額も多額に上るが、平均値にはこのような特殊性のある大口の貸出しも含まれることになる。

したがって、借主が中小企業又は一般消費者である場合には貸出約定平均金利よりも相當に高金利となる。

(参照条文)

| 改・正 案   | 現 行  |
|---|--|
| (法定利率)<br>第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>その利息が生じた最初の時点</u> における法定利率による。   | (法定利率)<br>第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>年五分とする。</u> |
| 2 法定利率は、年三パーセントとする。<br>。  | (新設)   |
| 3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。   | (新設)   |
| 4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。 | (新設)   |
| 5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における  | (新設)   |

る短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

平成29年4月25日（火）  
糸数 慶子（沖縄）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

17問 法定利率の変動の仕組みは具体的にはどのようなものであるか、法務当局に問う。

（答）

（御指摘のとおり、）改正法案においては、金利の一般的動向を示す一定の数値を指標とし、その数値が大きく変動した場合に、法定利率をその変動に合わせて緩やかに上下させる変動制を採用することとしている。

具体的には、国内銀行がすべての融資の際に付した短期貸付に係る約定金利の平均値（注1）として日本銀行が公表している貸出約定平均金利を指標とし、その過去5年分の平均値を「基準割合」と位置付けた上で、法定利率の見直しは3年に1回行うこととし、かつ、その際も前回の変動時と比較して基準割合に1パーセント以上の変動があった場合にのみ、1パーセント刻みの数値で法定利率の変動が生ずるようしている（注2）（注3）。

「基準割合」については、3年をもって1期とされるそれぞれの期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの60箇月の短期貸付けの平均利率の合計を60で除して計算し、これをその期の「基準割合」として法務大臣が告示することとしている（第404条第5項）。

（注1）日本銀行が発表する国内銀行の貸出約定平均金利は、金利の一般的動向を示すものとして信頼性があることから、既に我が国の法制においても、制度の根幹的な数値として採用されている（租税特別措置法第93条～第95条）。

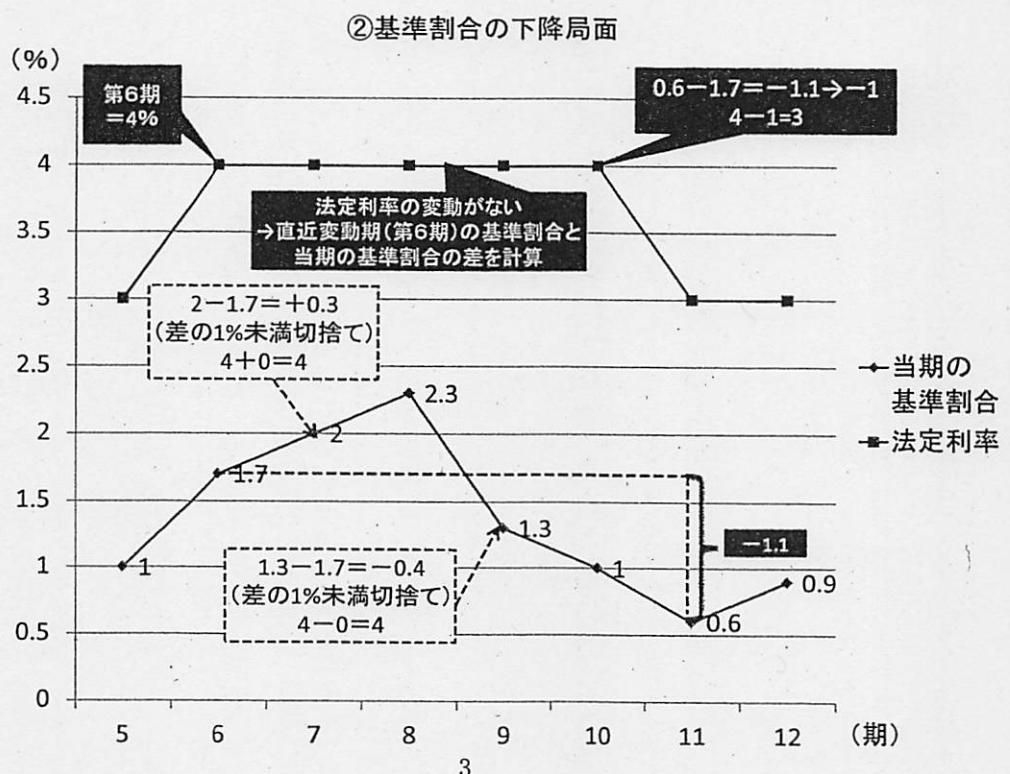
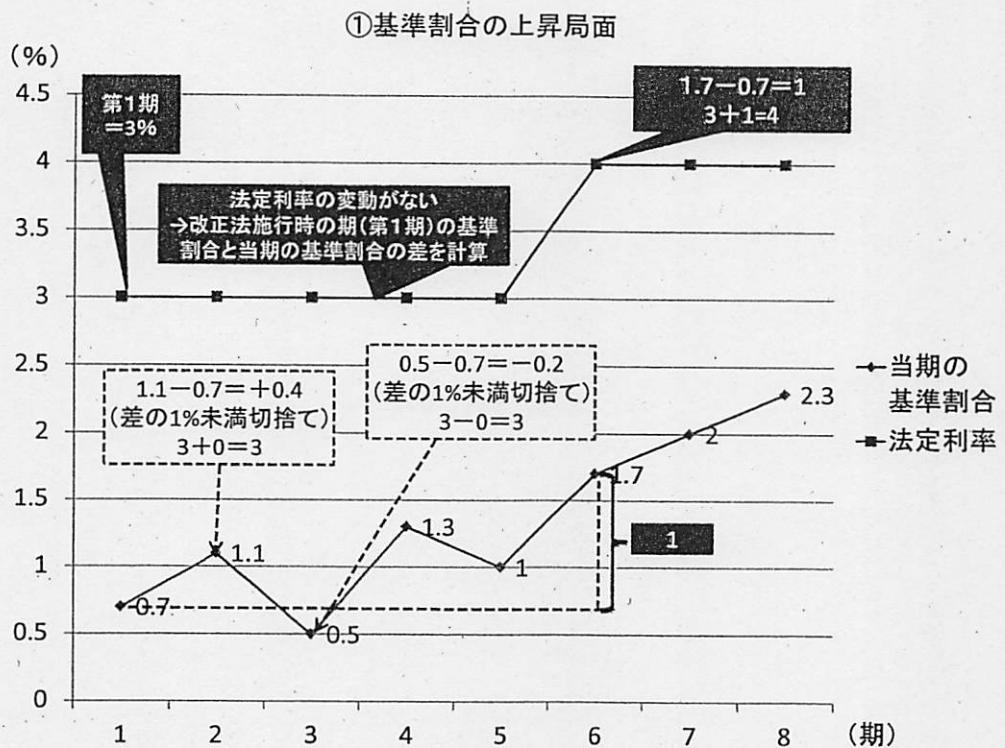
（注2）変動制の具体的な内容は、次のとおりである（第404条第3項～第5項）（次頁のシミュレーション参照）。

① 法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を1期とし、1期ごとに、②以下の基準により変動することとする。

- ② 直近変動期(法定金利に変動があった期のうち直近のものをいう。改正法施行後最初の変動があるまでは、改正法の施行後最初の期をいう。)の基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合を、直近変動期における法定利率に加算し、又は減算する。ただし、その差が1パーセント未満の端数の場合には、切り捨てる。
- ③ 基準割合は、法務省令で定めるところにより、過去5年間(各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月)における短期貸付けの平均金利の合計を60で除して計算した割合(0.1パーセント未満の端数は切り捨て)として法務大臣が告示するものをいうものとする。

(注3)利息については利息が生じた最初の時点における法定利率が常に適用され(第404条第1項)、また、遅延損害金については債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率が常に適用される(第419条第1項)。したがって、利息、遅延損害金のそれぞれについて一つの債権ごとに一つの利率に固定され、その債権の存続中に法定利率が変動したとしても、適用される利率に変動は生じない。

## 【法定利率の変動のシミュレーション】



(参照条文)

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| (法定利率)  | (法定利率)  |
| 第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>その利息が生じた最初の時点における法定利率</u> による。   | 第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>年五分</u> とする。 |
| 2 法定利率は、年三パーセントとする。   | (新設)  |
| 3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。   | (新設)  |
| 4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。             | (新設)  |
| 5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行つた貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に〇・一パーセント未満の端数があると | (新設)  |

きは、これを切り捨てる。) として法  
務大臣が告示するものをいう。

平成29年4月25日（火）  
糸数 慶子（沖縄）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

18問 「短期貸付けの平均金利」とは具体的にはどのようなものであるか、法務当局に問う。

（答）

「短期貸付けの平均利率」とは、具体的には、国内銀行（注1）が、新規に、短期、すなわち約定時の貸出期間が1年未満で貸付けを行う際の金利の平均値であり、日本銀行が公表している数値である（注2）（注3）。

（注1）対象となる国内銀行は、銀行本体の設立根拠が我が国の銀行法に準拠している銀行のうち、日本銀行と当座預金取引契約をしている銀行（ただし、整理回収機構及びゆうちょ銀行を除く。）であり、都市銀行、第一地方銀行、第二地方銀行、信託銀行等が含まれている。

（注2）公表時期は、翌月下旬又は翌々月上旬（ただし、3月、4月、9月、12月については、翌々月中下旬）である。

（注3）この金利は、租税特別措置法による還付加算金（国から納税者への還付金等に付される利息）や延滞税等の利率の特例における基準としても用いられている（租税特別措置法第93条～第95条）。

（参考条文）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| （法定利率）<br>第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>その利息が生じた最初の時点における法定利率</u> による。 | （法定利率）<br>第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>年五分</u> とする。 |
| 2 法定利率は、年三パーセントとする  | （新設）  |
| 3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、   | （新設）  |

三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

(新設)

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

(新設)

平成29年4月25日(火)  
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

19問 法定利率が3パーセントから変動した場合には、  
変動後の利率はどこに規定されるのか。

(答)

改正法案では、当初の法定利率を3パーセントと定めた上で、先ほど申し上げた法定利率の変動の仕組み自体を規定している。他方で、その変動後の数値自体は、将来の不確定な数値に基づいて算出されるものであるため、当然ながら、法律では具体的にこれを規定していない。

実際に法定利率が変動する場合には、法務省としては、変動後の法定利率がどのようなものとなるのかを国民各層に対して十分に周知していく所存である。

(参照条文)

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| (法定利率)<br>第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>その利息が生じた最初の時点における法定利率による。</u> | (法定利率)<br>第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>年五分とする。</u> |
| 2 法定利率は、年三パーセントとする   | (新設)   |
| 3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。                | (新設)   |
| 4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの(以下この項におい                               | (新設)   |

て「直近変動期」という。)における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合(その割合に一ペーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が一年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を六十で除して計算した割合(その割合に一ペーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として法務大臣が告示するものをいう。

(新設)

平成29年4月25日(火)  
糸数 慶子(沖縄)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

20問 民法を見ただけでは法定利率が分からるのは、国民一般に分かりやすい民法との観点からは問題があるのではないか、法務当局に問う。

(答)

1 変動制とした理由

法定利率の数値は、関係者間の利益対立が先鋭化する事柄であるため、合理的な変動の仕組みを予め法律で定めておき、それに従って機械的に数値を変動させることにより、社会全体として法定利率の予測可能性を高めるのがより適切であると考えられる。

そこで、改正法案においては、法定利率の変動制を採用することとしている。

2 変動後の法定利率について

法定利率の変動制を採用する場合には、変動後の法定利率は一律には定まらないことから、その利率について、民法中に具体的な数値として規定することは困難である。

もっとも、改正法案の仕組みの下では、法定利率が変動することが確定してから現に変動するまでの間には、1年程度の期間の猶予がある(注)。そのため、実際に法定利率が変動する場合には、法務省としては、この猶予期間内に十分な広報を行い、変動後の法定利率がどのようなものとなるのかを国民各層に対して十分に周知していく所存である。

(注) 改正法案においては、基準割合は、法定利率を見直す年の前々年の12月までの金利を元に算出することになっており、基準割合の告示は、法定利率を見直す年の前年の1月以降にすることになる。告示の具体的な時期は法務省令で今後定める予定であるが、法定利率の変動が生ずる場合には、1年程度の周知期間が必要であるとの

指摘を踏まえ、仮に各期が4月1日から始まることを想定した場合には、例えば、前年の3月中には告示することとすることを想定している。

(参照条文)

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| (法定利率)<br>第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>その利息が生じた最初の時点における法定利率</u> による。   | (法定利率)<br>第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、 <u>年五分</u> とする。 |
| 2 法定利率は、年三パーセントとする  | (新設)  |
| 3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。   | (新設)  |
| 4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。 | (新設)  |
| 5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸   | (新設)  |

付期間が一年未満のものに限る。) に  
係る利率の平均をいう。) の合計を六  
十で除して計算した割合 (その割合に  
○・一パーセント未満の端数があると  
きは、これを切り捨てる。) として法  
務大臣が告示するものをいう。

平成29年4月25日（火）  
糸数 慶子（沖縄）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

21問 中間利息控除に用いる利率を法定利率とした理由について、法務当局に問う。

（答）

1 判例

判例は、将来において取得すべき利益又は負担すべき費用を現在価値に換算するために控除すべき中間利息の割合は、法定利率の割合によらなければならないとしている（注1）。

2 問題の所在

この判例は、年5パーセントの固定制を前提としたものであるため、法制審議会における審議の過程では、法定利率を引き下げて変動制に改める場合であっても、中間利息の控除については、改正後の変動制の法定利率を適用せず、現状の年5パーセントを維持するという考え方があった。

しかし、遅延損害金の算定などに用いられる法定利率を引き下げつつ、中間利息控除に使用する利率のみを現状維持とするのは、不法行為の被害者の請求可能な金額が単純に減少することになる（注2）など、関係者間の公平に欠ける面があり、改正法案を検討する過程で行ったパブリック・コメント手続においても同様の指摘が多数寄せられた。

3 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、法定利率の適用場面に関する現状の制度の枠組みを維持することとし、中間利息の控除を行う際には、事故の時点を基準時としてその時点における法定利率を適用することとしている。

（注1） 判例（最判平成17年6月14日）は、「民法404条にお

いて民事法定利率が年5%と定められたのは、民法の制定に当たつて参考とされたヨーロッパ諸国的一般的な貸付金利や法定利率、我が国的一般的な貸付金利を踏まえ、金銭は、通常の利用方法によれば年5%の利息を生ずべきものと考えられたからである。そして、現行法は、将来の請求権を現在価額に換算するに際し、法的安定及び統一的処理が必要とされる場合には、法定利率により中間利息を控除する考え方を採用している。例えば、民事執行法88条2項、破産法99条1項2号（旧破産法（平成16年法律第75号による廃止前のもの）46条5号も同様）、民事再生法87条1項1号、2号、会社更生法136条1項1号、2号等は、いずれも将来の請求権を法定利率による中間利息の控除によって現在価額に換算することを規定している。損害賠償額の算定に当たり被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するについても、法的安定及び統一的処理が必要とされるのであるから、民法は、民事法定利率により中間利息を控除することを予定しているものと考えられる。このように考えることによって、事案ごとに、また、裁判官ごとに中間利息の控除割合についての判断が区々に分かれることを防ぎ、被害者相互間の公平の確保、損害額の予測可能性による紛争の予防も図ることができる。」と判示している。

（注2） 例えば、交通事故の被害者による損害賠償請求訴訟においては、事故時から現実に賠償金が支払われるまでの期間は、中間利息控除の対象となる逸失利益に限らず、その他の全ての損害項目に対して年5パーセントの割合による遅延損害金が付される。そのため、例えば、事故時から確定判決を経て実際に支払われるまで3年が経過した場合には、全損害額に対して15パーセントの遅延損害金が支払われていた。しかし、改正後は、9パーセントの遅延損害金が付されるに止まることになる。

(参照条文)

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p><u>(中間利息の控除)</u></p>  |   |
| <p><u>第四百十七条の二 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。</u></p> | <p>(新設)</p>   |
| <p><u>2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。</u></p>                                 |   |
| <p><u>(損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺)</u></p>  | <p><u>(損害賠償の方法及び過失相殺)</u></p>                         |
| <p><u>第七百二十二条 第四百十七条及び第四百十七条の二の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。</u></p>  | <p><u>第七百二十二条 第四百十七条の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。</u></p> |
| <p>2 (略)</p>   | <p>2 (同左)</p>   |

平成29年4月25日（火）  
糸数 慶子（沖縄）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

22問 被害者の救済という観点からは、中間利息控除に用いる利率は法定利率よりも低くすべきではないか、法務当局に問う。

（答）

1 中間利息控除についての改正法案の規定

（先ほど申し上げたとおり、）改正法案においては、法定利率の適用場面に関する現状の制度の枠組みを維持することとし、中間利息の控除を行う際には、損害賠償の請求権の発生時点、例えば、交通事故の場合であれば事故の時点を基準時として、その時点における法定利率を適用することとしている（第417条の2）。

2 法定利率よりも低くすることの問題点

被害者保護の観点から、中間利息控除に用いる利率については、運用利率を参考することとし、法定利率よりもさらに引き下げるべきではないかとの意見があったことは、承知している。

もっとも、法定利率は、交通事故の損害賠償に関してみて、一方で遅延損害金の割合に用いられ、他方で逸失利益の中間利息控除に用いられるなど、その適用場面は一様でない。

したがって、このうち、中間利息控除に用いる利率のみを引き下げることは、かえって不公平感を増すことにもなる上、その引下げ幅によっては損害賠償額が著しく高額化しそぎるという問題が生じ、現在の損害賠償実務を混乱させるおそれもある。

また、運用利率を参考するといつても、厳密に言えば、運用主体の属性や状況、想定される運用期間等によって異なるものであり、その制度趣旨を踏まえた適切な数値の設定が極

めて困難である。

そこで、改正法案においては、中間利息の控除を行う際の  
利率として、法定利率を用いることとしたものである。